

支部ニュース

2025年1月 No.613

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 マン文京関口Ⅱ202号 TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

発行 自由法曹団東京支部

- 明けておめでとうございます・・・・・・・・・・旬報法律事務所 野澤 裕昭
- 支部総会・堀口教授の講演に先だって
～支部総会に是非ご参加下さい～・・・・・・・・東京東部法律事務所 西田 穂
- 新人紹介・・・・・・・・・・東京南部法律事務所 中村 紘己
- 幹事会報告（12月）

明けておめでとうございます

支部長 野澤 裕昭（旬報法律事務所）

2025年の年頭にあたり一言ご挨拶いたします。今年は、戦後80年です。数多くの犠牲者を生んだ無謀な侵略戦争に敗北し、もう二度と戦争はしないと多くの国民が心に誓った日から80年を経過しました。悲惨な戦争体験（加害責任を含めて）のうえに日本国憲法がつくられました。戦争放棄、戦力不保持をうたった画期的な9条が生まれました。80年のなかで何度も権力による改憲の策動があつたにもかかわらず今日まで維持されたことは奇跡と言えます。もちろん平和を希求する国民の支持と改憲に反対する運動があつたからであることは言うまでもありません。安倍政権以降、憲法解釈を変更し、侵略戦争の反省のうえにたつた9条の原則を蹂躪する企みが続いています。80年間のうちに国際情勢の変化があるなかで憲法の理念は試練の中におかれています。平和のために戦争を準備しなければいけないという古い俗説が未だにはびこっています。しかし、そうした俗説が破綻したのが80年前の戦争の結末だったはずで、私たちは80年前の反省と希望の原点を忘れず新たな試練に抗し、憲法の理念を擁護し世界に広めていくことを地道に続けていきたいと思ひます。新年にあたりあらためてそう思ひます。

これについての対応もよく考えていかなければならないと感じました。

支部総会・堀口教授の講演に先だって ～支部総会に是非ご参加下さい～

幹事長 西田 穰（東京東部法律事務所）

今回の支部総会（2月21日（金）～22日（土）・KKR熱海）の講演は、「教育テクノロジーと憲法」と題し、岡山大学学術研究院社会文化科学学域（法学系）の堀口悟郎教授に講演をいただきます。

近年、世界各国で急速に「E d T e c h」（教育テクノロジー）の開発・実装が進められており、特に教育におけるAIの発展に目覚ましいものがあります。日本でも第5期科学技術基本計画（2016年1月22日閣議決定）において、日本が目指すべき未来社会の姿として、S o c i e t y 5 . 0が提唱されました。そこでは、ICT（情報通信技術）、IOT（Internet of Things）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展を進めて、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることが策定されています。教育分野においても、2019年に文部科学省から「GIGAスクール構想」が提起され、コロナ感染症拡大もあり、当初の計画よりも前倒しで実装が進められています。GIGAスクール構想とは、情報通信技術（ICT）を活用した教育の促進とそれに伴う教育環境の整備を目指すことを目的としており、具体的には、すべての児童・生徒に1人1台のデジタルデバイスを配布し、また各学校のネットワーク環境整備を早急に整えるというものです。もはや私たちの生活に不可欠といえるITリテラシーを十分に活用できるスキルを、早期に、かつ、公費をもって習熟できるようにすることそれ自体は有用であることは言うまでもありません。

他方、一般にこのGIGAスクール構想の問題点として指摘されるのは、デバイスやセキュリティ管理の適正が担保されていない、ネットワーク環境整備の遅れや教師のITスキルの習熟度の遅れなどにより教育格差が生じることなどが挙げられています。これらはもちろん克服すべき課題であり、また、GIGAスクール構想につき諸手を挙げて賛同できない理由の1つではあります。しかし、団東京支部がGIGAスクール構想に慎重な立場をとっている理由は、これらの一般的な問題点と指摘されている点のみならず、憲法との抵触の可能性、具体的には、ITリテラシーの導入には民間参入が不可欠であり、そこに公教育の商品化の懸念が拭えない点、そして、人生経験豊かな教師による教育ではなく、AI主導の教育が進められることに対する懸念が拭えない点を挙げています。

前者の例として、東京都都立高校入試に導入されているスピーキングテストがあります。東京都教育委員会は、2020年、民間業者ベネッセと協定を結び、都立高校の入試に英語民間スピーキングテストを導入し、ベネッセによる英語スピーキングテストである略称ESAT-Jが実施され、都立高校入試の合否判定に活用されました。しかし、採点を担う「学力評価研究機構」の採点基準は不明であることや、同じ問題が前半組と後半組に分かれて実施されるなど多くの問題点が露呈しました。しかも、ベネッセは実施早々撤退を決めてしまい、不安定な情勢が続いています。入試は、多くの子どもの人生に大きな影響を与えるターニングポイントであり、公平・公正な制度設計が求められます。民間業者の都合により教育の内容、子どもの

人生が左右されるようなことはあってはなりません。憲法の保障を受ける子どもの教育が「商品化」されるようなことはあってはなりません。

また、A I等主導による教育、具体的には個々の子どもの「最適」な教育プログラム作成にA Iが関与していくことにも懸念があります。憲法は、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する」と定めます。ここには、能力以外の理由によって教育上差別されないという消極的意義だけでなく、能力発達上の必要に応じた教育を保障されるという積極的意義もあるとされています。ここにおいて、子どもの教育発展状況に応じた「最適」な教育を保障するとの観点から、情報処理能力等において傑出したA Iを利用した教育プログラム作成を全面的に否定する理由は見つかりません。ただ、その「最適」な教育プログラムの作成には、子どもの能力にとどまらない前提情報の集積が必要不可欠であり、その情報収集は、プライバシー権や内心の自由と抵触する可能性があります。また、「最適」プログラムが例えば進路指導等までに及ぶ場合、「最適」以外の選択肢が保障されなくなるか、子どもの個性の埋没を招かないか等の懸念もあります。本来、教育は、未成熟な子どもに対し、人生経験豊かな教師が、子どもと日常的なコミュニケーションを通して、一人ひとりの個性、将来の夢、抱えている悩み、感情などを考慮しながら、きめ細かい対応を行うことが想定されています。A Iによる教育はこの人間的・人格的交流の後退を招きかねません。ここにA Iによる教育と、教育を受ける権利、内心の自由、プライバシー権といった憲法上の権利との間に衝突が生じる可能性があるかと考えています。

もっともこれらの肯定・否定の分水嶺の判断は難しいです。そのため、団執行部では、この教育とA Iと憲法という視点の理解を深めるため、上記標題にてご講演をいただける堀口教授をお招きすることとしました。

支部総会への多くの方の参加をお待ちしております。

新人紹介

中村 紘己（東京南部法律事務所）

第1 ご挨拶

皆さまはじめまして。私は司法修習76期で、2024（令和6）年1月から蒲田の東京南部法律事務所で勤務しております、中村紘己（こうき）と申します。

大学院2年目で青年法律家協会を通じて地域事務所の存在を知り、そこから労働者の味方、地域の人々の生活の味方である弁護士になるべく勉強して参りました。念願かなって事務所に入所し、そして事務所を通じて自由法曹団にも入団させて頂きました。『自己紹介』と題しまして、本稿で私の人となりをご様に知っていただければ幸いです。

宜しくお願い致します。



第2 経歴等

1 私の経歴

私は横浜国立大学教育人間科学部附属横浜中学校という横浜国大の附属校をでまして、そこから早稲田大学高等学院・早稲田大学法学部・慶應義塾大学法科大学院を卒業し、1年の浪人を経て、司法試験に合格しました。中学校は特段高い偏差値というわけでもないのですが、先生や同級生の皆に恵まれ、遊び・学業ともに充実した生活ができました。この中学校時代はかけがえのないもので、ここに入れていなければ今の自分はないだろうと思っています。

2 浪人生時代について

私は令和3年に初めて司法試験を受験しまして、1度落ちています。その後の1年間では、司法試験の答案の作成過程や自分の回答の論理構造を徹底的に分析し、次回に臨みました。この間、「落ちれば先がない」という重圧で苦しかったですし、特に試験後の4か月はもうなにもできずただ待つだけという状態が本当につらかったです。ですが、今の職場である東京南部法律事務所の若手の先生をはじめとして、自由法曹団に入られている事務所の先生方に励まされて（本当のことです。）なんとか合格することができました。

3 秋田での司法修習

私の修習地は秋田でした。私は高齢の祖父母、学費を助けてくれた大叔母が住む金沢を第一希望とし、次に出身地である富山県も金沢へのアクセスがよいことを理由に挙げました。修習地希望の理由を研修所に提出するのですが、そこでは如何に私が金沢に行くべき人間であるかをひたすらに書き連ね、家も金沢で探していました。ですが修習地は秋田でした。日本海が好きな人間だと思われたのでしょうか。

はじめは暗い気持ちで行った秋田ですが、地元の法曹三者の方々、商店街の方々等皆さんには、とても温かい人柄で迎えて頂きました。

特に弁護士の先生方は、とてもやさしかった指導担当の弁護士ご夫婦は勿論、全く指導担当でもない他の事務所の先生も、仕事に遊びと積極的に面倒を見て頂いて嬉しかったことを覚えています。今では第2の故郷だと思っており、機会を見て秋田に行けないか画策しております。

第3 特技・趣味

特にお酒にはまっています。秋田修習時代のことですが、私は日本酒とバーにハマりまして、お酒集めをはじめました。現在は落ち着いているのですが（笑）。和酒洋酒問わずですが、おすすめてあればご教示頂けると嬉しいです。

第4 1年間の弁護士業務について

1 どのような仕事をしてきたか

(1) 東京南部法律事務所の事件

事務所では、代表である長尾詩子先生の指導（事務所にはメンター制度があります。）のもと、民事、労働、刑事ともにまんべんなく多岐にわたる事件・手続を経験させて頂きました。

特に労働事件では、想像が及ばないようなひどい目に遭っている依頼者が相談にくることもあり、このような事件で戦える存在になることができよかつたと思う反面、先輩に頼らなければ全く力が及ばない現状とのギャップを痛感しています。

事務所の先輩弁護士は、まんべんなく事件を経験できるようにと誘って頂けており、1つ1つ自分の糧にして早く1人前になりたいと思っています。

(2) 適格消費者団体消費者機構日本（COJ）の事件

消費者契約法上には、消費者庁の権限を代行して企業から一般消費者へ表示される不当広告を差し止めること等を職務とする「適格消費者団体」という組織が存在します。ご縁があり加入させて頂いたのですが、そこで、現在、無根拠ながん等の難病治療方法を誂い高額な医療費及び時間を消費させる広告が日本中に跋扈していることを知りました。

医療広告に対する行政上の措置命令、裁判例が存在しない中、初めての訴訟と言える弁護団の末席に加えて貰えたことは貴重な経験でした。今後、この種の事件にかかわることが増えると思いますので、何かの機会にご報告できればと思います。

2 事件処理以外について

自由法曹団の他、青年法律家協会修習生委員会（と東京支部）、日本労働弁護団、あすわか所属弁護士としての憲法の講演（ほかにも事務所への依頼で3回ほど学習会を行いました。現在も1件企画中です。）、弁護士会（会派活動、消費者特別委員会）、医療問題弁護団、過労死弁護団などなど、ありがたいことに沢山の組織と関わる機会を頂きました。

コンスタントに出席できている所、総会等しか参加できていないところ、まばらなのが現状です。印象に残っているものは数多くありますが、特に挙げるべきは青法協主催の沖縄先島諸島見学でしょうか。沖縄のみなさんの民主主義を破壊しながら軍事配備を進める現状を目の当たりにし、憲法を擁護すべき立場である弁護士そして自由法曹団員として、決して容認してはならないと思い直す、とても貴重な機会になりました。

3 私の課題

(1) 時間との付き合い方、体調管理

去年は、~~メ~~切近くで焦る、体調を崩す、という悩みが非常に多い一年でした。プロとして本当によくないと思う一方、ではどうしたらよいか、ということがなかなか悩ましいと思っております。

(2) 事件処理以外のお仕事とのバランス

機会を頂けたらすべてやってみたいと直感的に思う一方、何も考えずにいれば破滅すると思いました。去年沢山のことを経験させて頂いたことを踏まえ、自分の軸はどこにあるか、よく考える1年にしようと思っています。

第5 今年の私

率直に、「機会を作るのはいいけれど、その先が下手だなあ。」ということが今年の私に対する感想です。今年は後輩もできますから、格好の悪いところを見せないよう、頑張ろうと思っています。また、去年は共闘事件が中心でしたが、今年は単独での相談数も確保することを目標にしています。

以上が私の紹介になります。先輩の皆様、本年も、何卒宜しくお願い致します。

以上

幹事会報告（12月）

2024年度第9回自由法曹団東京支部幹事会

日時：2024年12月23日（月）14時30分～

場所：自由法曹団本部事務所＋Zoom

参加者：野澤、西田、浅野、沼田、大井、和田、藤原、早田

議事録担当者：早田

1 報告

12月19日憲法審査会→出席を調整できなかった

12月21日東京争議団共闘会議第63回総会・・・西田幹事長が出席して挨拶した。

東京地評弁護士・・・1名追加で小林団員（響）から参加希望があった。加入を歓迎します。

2 情勢討議

- ・立憲が理論上は政権をとれる状態になったことで発言が慎重になっているのを感じる。
- ・自公が過半数割れして与野党逆転というわりには、政治的に大きな動きになっていないのではないかと。

3 総会に向けて（議案書・特別報告以外）

（1）支部長推薦

→12月号支部ニュースにて、支部長の立候補・推薦を募集する。1月30日幹事会で、幹事会としての推薦を決定する。

（2）幹事推薦

→各事務所に推薦を依頼した。1月16日締切、1月30日幹事会で推薦決定。

（3）選挙管理委員選任

→並木陽介団員（旬報法律事務所）を選挙管理委員長に、今寫千晶団員（東京東部法律事務所）を選挙管理委員に選任した。

（4）会計監査員選任

→岩本拓也団員（東京東部法律事務所）を会計監査に選任した。

（5）講演・堀口教授打合せ

12月26日（木）午前11時～（40分程度）

教育AI化、教員の負担軽減についても著作がある。どこまで教育がAIに依存するか、区分するか。

（6）宣伝・告知

12月号支部ニュース・・・告知方法及び内容を確認した。

FAXニュース、支部ML・・・西田幹事長で作成、送付。

申込方法・・・原則googleフォーム、できない方はFAX。FAX送付先は早田事務局長とする。

個別連絡・・・1月以降、個別の声掛けを分担する。

来賓連絡・・・早田事務局長より。

会場、Z o o m担当者・・・西田幹事長より連絡。

決議候補・・・憲法・民主主義、再審法、労基研報告、教育、パレスチナ等の案が出された。

4 特別報告集

F A X依頼済み（〆切1月6日午前10時）。

1月6日段階でそろっているものを執行部で確認、執行部から個別に連絡する。

5 議案書討議

1月30日幹事会で決定する。

議案書の構成について議論した。

6 支部ニュースML配信について

アンケート結果を踏まえての討議→今回は省略。

7 組織報告

8 今後の日程

★次回事務局会議 2024年1月8日（水）10時～17時

★次回幹事会 1月30日（木）14時30分～

学習会「選挙にでる魅力～昭島市長選挙をたたかって～」

講師 田所良平団員

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただけます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

<月払保険料表> スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

満年齢	支払対象外期間		372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843		
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109		
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636		
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646		
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887		
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442		
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303		
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454		

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・林
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ24-07764 2024年9月17日)